

防衛問題セミナー

～災害対策・国民保護における
自衛隊の役割について～

平成21年7月21日（火）

白老町総合保健福祉センター

「いきいき4・6」

伊藤 茂 樹

（北海道防衛局企画部長）

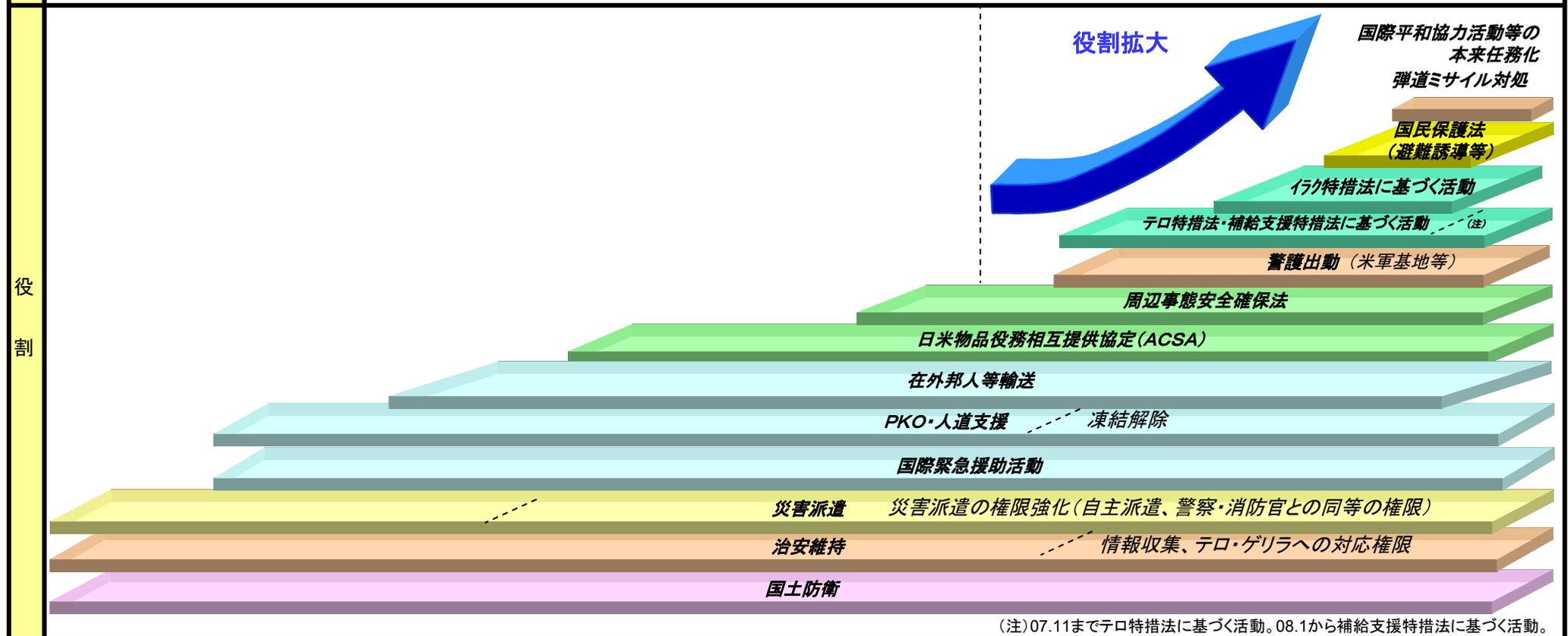
項 目

1. 防衛省・自衛隊の役割、任務
2. 防衛省・自衛隊の災害対策
3. 防衛省・自衛隊の国民保護措置
4. その他

1. 防衛省・自衛隊の役割、任務

防衛省・自衛隊の役割・任務の拡大

年	90(H2)	91(H3)	92(H4)	93(H5)	94(H6)	95(H7)	96(H8)	97(H9)	98(H10)	99(H11)	00(H12)	01(H13)	02(H14)	03(H15)	04(H16)	05	06	07	08	09
主要事象		●雲仙普賢岳噴火に伴う災害派遣 ▼ 連頭嶽(冷戦の終結)	●カンボジアPKO派遣	●モザンビークPKO派遣	●ルワンダ難民救援隊派遣	●阪神・淡路大震災に伴う災害派遣 ●地下鉄サリン事件 ▼ 防衛計画の大綱の策定	●ミラン高原PKO派遣	●新日米防衛協力のための指針	●北朝鮮によるテポドン発射事案 ●ホンジュラス国際緊急援助隊派遣	●能登半島沖不審船事案 ●東海村臨界事故	●有珠山噴火に伴う災害派遣	●インド国際緊急援助隊派遣 ▼ 米国の自テロ ●九州南西海域不審船事案 ●テロ対策特措法成立 ● 中央省庁改革	●東ティモールPKO派遣	●イラク人道復興支援特措法成立 ●武力攻撃事態対処法成立	●スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対する国際緊急援助隊派遣 ●中国潜水艦による我が国領海内潜水航行事案 ●新潟県中越地震に伴う災害派遣 ●イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊部隊派遣	●パキスタン国際緊急援助隊派遣	●インドネシア国際緊急援助隊派遣	●ネパールPKO派遣	●スーダンPKO派遣	



(注)07.11までテロ特措法に基づく活動。08.1から補給支援特措法に基づく活動。

自衛隊の任務と行動

本来任務(自衛隊法第3条の任務)

⇒ 自衛隊法第6章(自衛隊の行動)で規定(但し、テロ特、イラ特の活動は附則)

- 主たる任務(第1項) (「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛すること」)
 - ・ 防衛出動(第76条)
 - ・ 防衛出動下令前の行動関連措置(第77条の3)
 - ・ 防御施設構築の措置(第77条の2)
- 第1項の従たる任務(「必要に応じ、公共の秩序維持にあたる」)
 - ・ 国民保護等派遣(第77条の4)
 - ・ 災害派遣(第83条)
 - ・ 治安出動(第78条、第81条)
 - ・ 地震防災派遣(第83条の2)
 - ・ 治安出動下令前に行う情報収集(第79条の2)
 - ・ 原子力災害派遣(第83条の3)
 - ・ 警護出動(第81条の2)
 - ・ 領空侵犯に対する措置(第84条)
 - ・ 海上における警備行動(第82条)
 - ・ 機雷等の除去(第84条の2)
 - ・ 弾道ミサイル等に対する破壊措置(第82条の2)
 - ・ 在外邦人等の輸送(第84条の3)
- 第2項の従たる任務(「主たる任務の遂行に支障を生じない限度」で、「別に法律の定めるところにより」実施)
 - ・ 後方地域支援等(第84条の4第1項、第2項第1号・第2号)
 - ・ 国際緊急援助活動等(第84条の4第2項第3号)
 - ・ 国際平和協力業務(第84条の4第2項第4号)
 - ・ イラク特措法に基づく活動(附則第7項第1号、第8項第1号)
 - ・ 補給支援特措法に基づく活動(附則第7項第2号、第8項第2号)

付随的な業務 ⇒ 自衛隊法第8章(雑則)等で規定

- ・ 土木工事等の受託(第100条)
- ・ 南極地域観測に対する協力(第100条の4)
- ・ 教育訓練の受託(第100条の2)
- ・ 国賓等の輸送(第100条の5)
- ・ 運動競技会に対する協力(第100条の3)
- ・ 不発弾等の処理(附則第4項)

国防の基本方針

国防の基本方針（昭和32年5月閣議決定）

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ることにある。この目的を達するための基本方針を次のとおり定める。

- ① 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- ② 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立。
- ③ 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備。
- ④ 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処。

自衛隊法（昭和29年法律第165号）

（自衛隊の任務）

第3条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

3 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空において

5 それぞれ行動することを任務とする。

2. 防衛省・自衛隊の災害対策

- (1) 災害派遣活動の概要
- (2) 災害派遣の枠組み
- (3) 災害派遣の態勢
- (4) 災害派遣実績
- (5) 平素からの取組
- (6) 新型インフルエンザ対策

(1) 災害派遣活動の概要

活動内容

搜索・救助



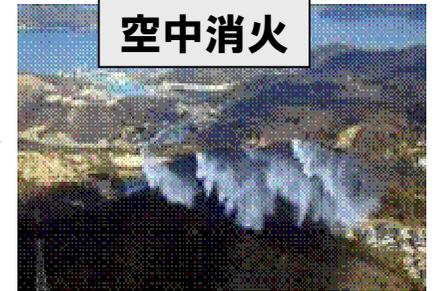
偵察活動



特殊災害



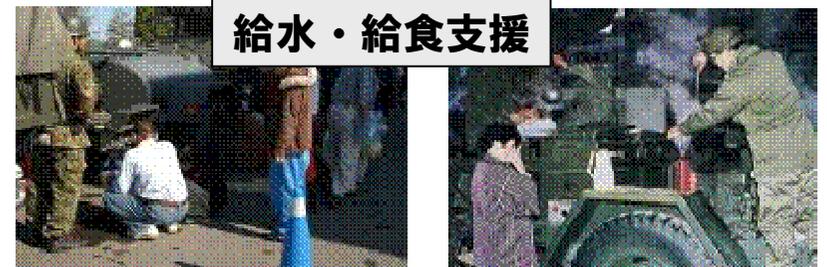
空中消火



復旧活動



給水・給食支援



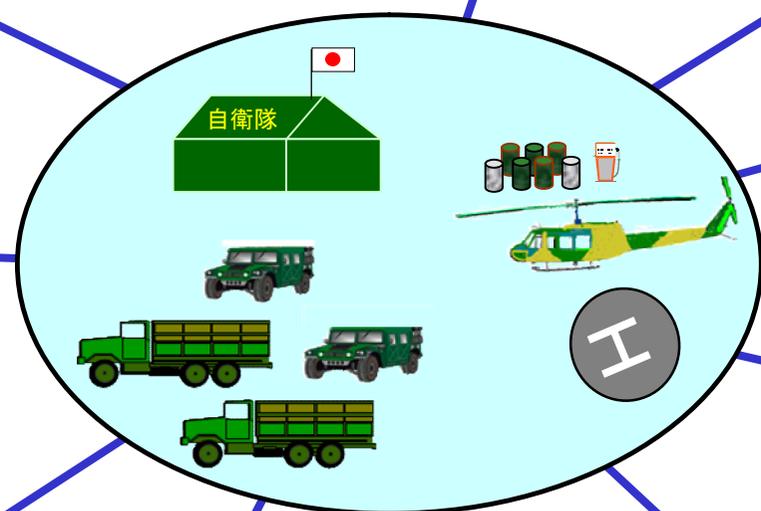
入浴支援



応急医療



患者空輸・物資輸送



(2) 災害派遣の枠組み

自衛隊の災害派遣（自衛隊法第83条）

①要請に基づく派遣

都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のための必要があると認める場合には、部隊等の派遣を大臣又はその指定する者に要請。

要請を受けた大臣又はその指定する者は、事態やむを得ない場合には、部隊等を救援のため派遣。

②自主派遣

天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

③近傍派遣

防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

災害派遣要請の仕組み

要請権者：都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長

派遣の要請

市町村長：都道府県知事に要請を要求
(できない場合は被要請権者に直接通知)

被要請権者：大臣又は大臣の指定する者
(方面総監、自衛艦隊司令官、航空総隊司令官等)

要請に基づく派遣

要請があり、事態やむを得ないと認める場合

自主派遣

事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合

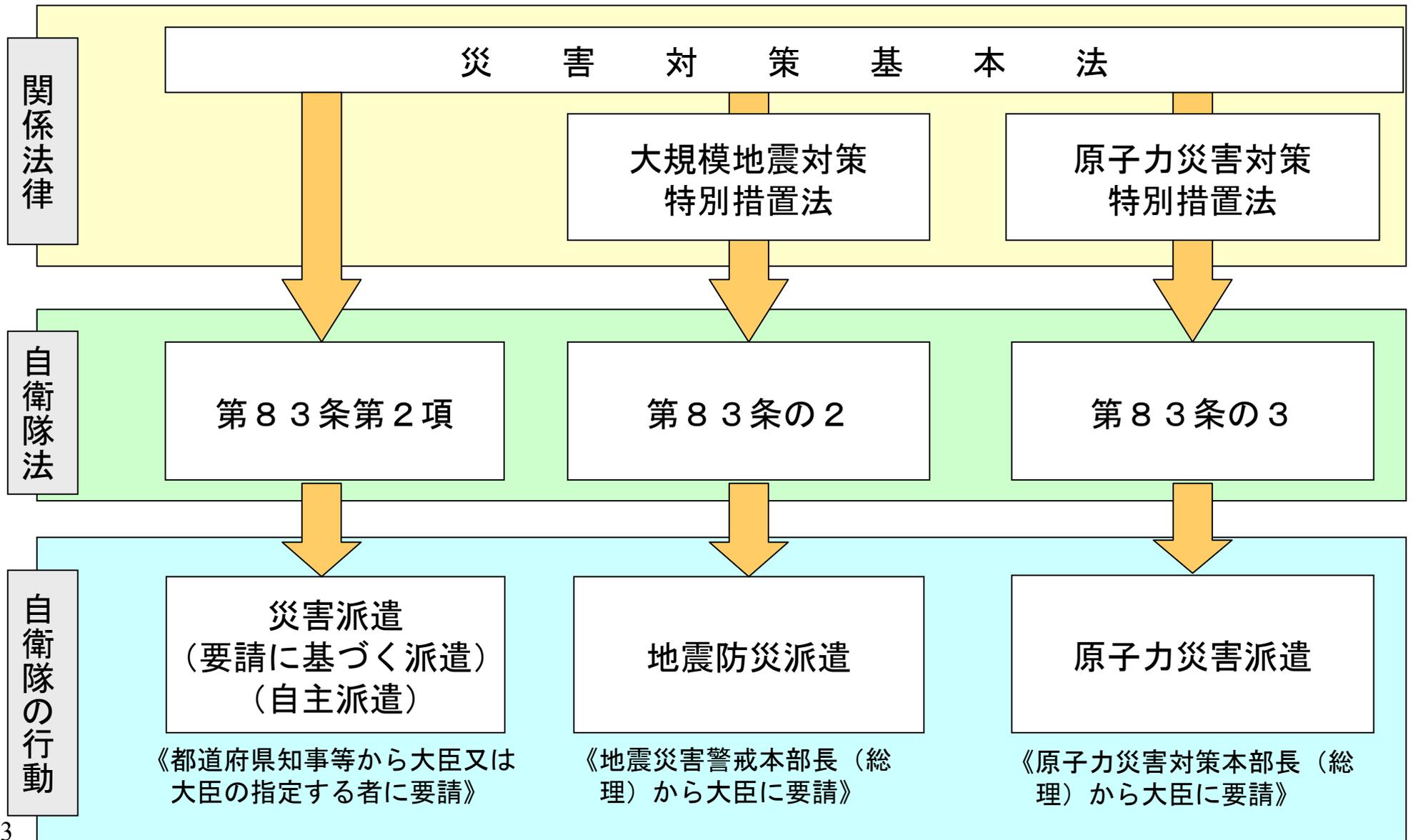
派遣部隊等：被害状況の把握、避難の援助、搜索救助、水防活動、道路啓開、
応急医療、防疫、緊急輸送、炊飯・給水等の実施

自主派遣の場合

自主派遣の基準(防衛省防災業務計画)

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、**自衛隊が情報収集を行う必要がある**と認められること
→ 地震発生時(5弱以上)等における航空偵察等
- 災害に際し、**都道府県知事等が自衛隊に災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に**、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
→ 市町村と都道府県の間での通信の途絶等
- 災害に際し、**自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に**、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
→ 発生を自衛隊が探知し、捜索・救助の要があると認められる場合
- その他災害に際し、上記に準じ、**特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること**

災害派遣・地震防災派遣・原子力災害派遣の枠組みの違い



(3) 災害派遣の態勢

災害派遣の待機態勢（陸上自衛隊）

- 防衛省
- 方面總監部
- 師団等司令部
- 災害派遣即応部隊
- 航空科部隊

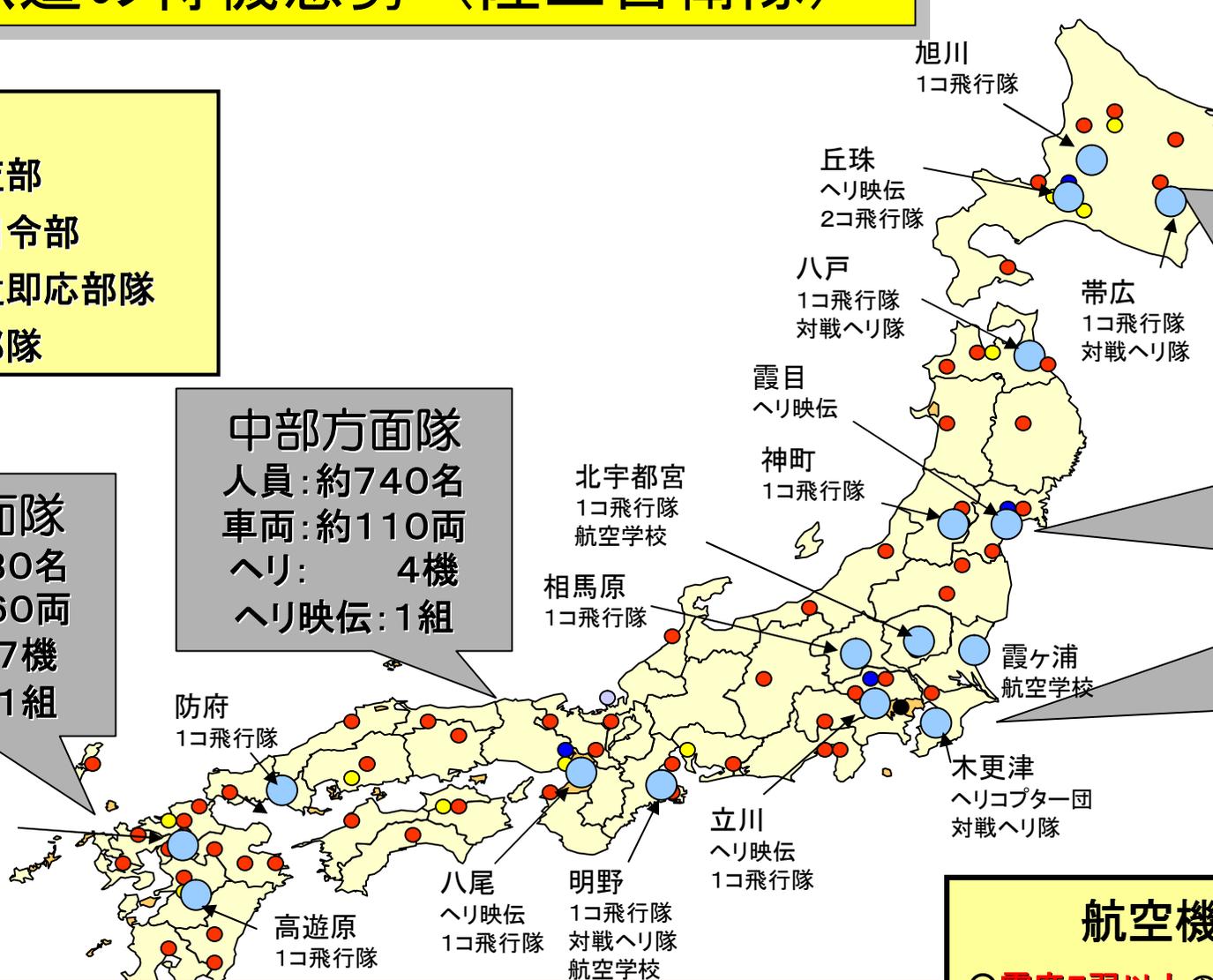
西部方面隊
 人員：約480名
 車両：約 60両
 ヘリ： 7機
 ヘリ映伝：1組

中部方面隊
 人員：約740名
 車両：約110両
 ヘリ： 4機
 ヘリ映伝：1組

北部方面隊
 人員：約690名
 車両：約110両
 ヘリ： 7機
 ヘリ映伝：1組

東北方面隊
 人員：約390名
 車両：約 60両
 ヘリ： 5機
 ヘリ映伝：1組

東部方面隊
 人員：約400名
 車両：約 70両
 ヘリ： 4機
 ヘリ映伝：1組



全国で初動対処部隊が24時間待機

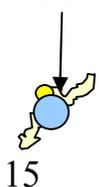
命令受領後、1時間を基準に出動

人員：約2,700名、車両：410両、航空機：27機

航空機待機の基準

- 震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに情報収集
- 24時間の待機態勢
- 命令後、概ね1時間で離陸

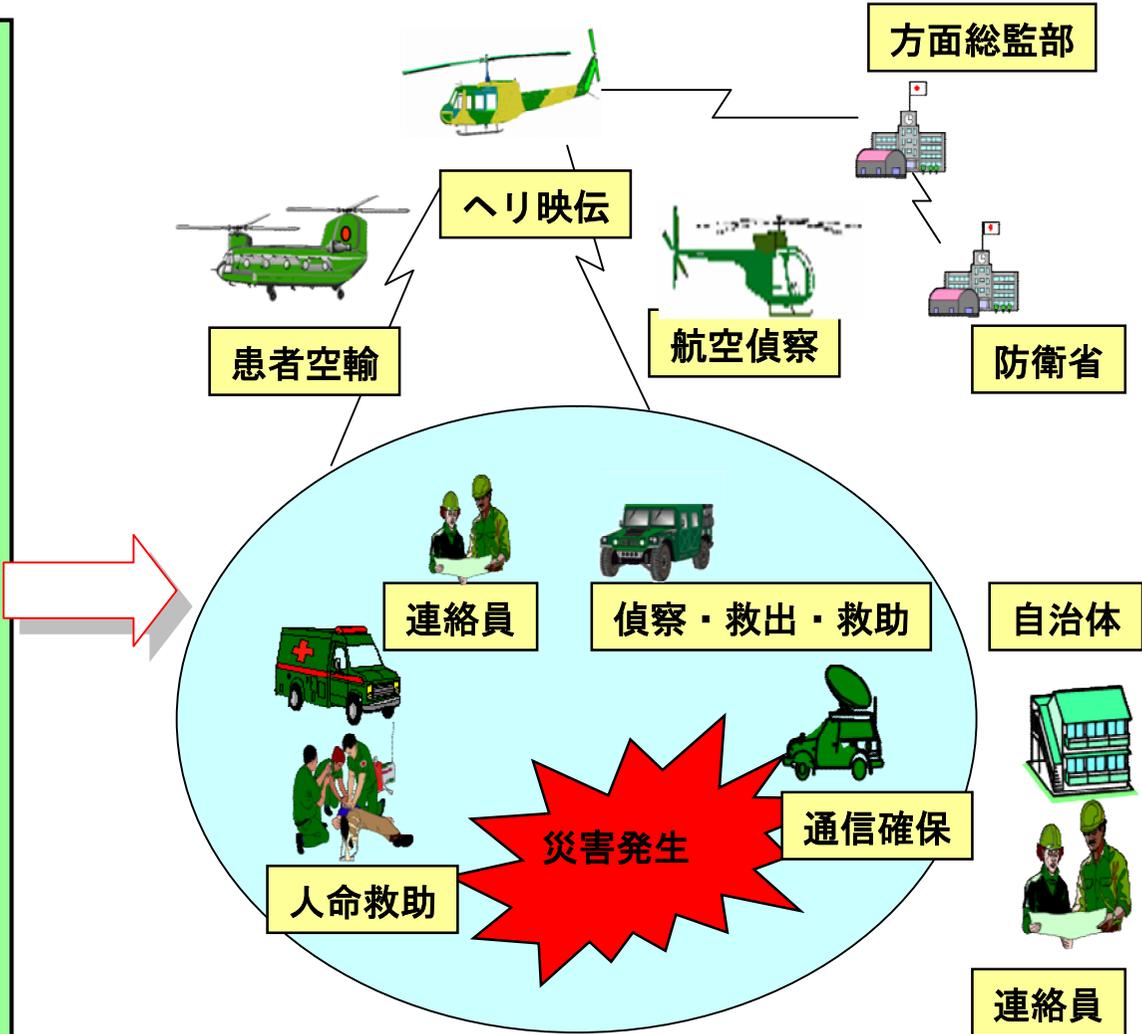
那覇
1コ飛行隊



災害派遣即応部隊の行動の概要

初動対処部隊
 → 24時間体制で災害派遣態勢を確立)
 → 1時間を基準に出動

This block contains three rows of illustrations. Each row shows a set of vehicles: a truck with a satellite dish, a truck, and a green utility vehicle. To the right of each row is a different helicopter model. A large white arrow points from this block towards the central disaster response diagram.



災害発生時、直ちに初動対処部隊をもって初動対処

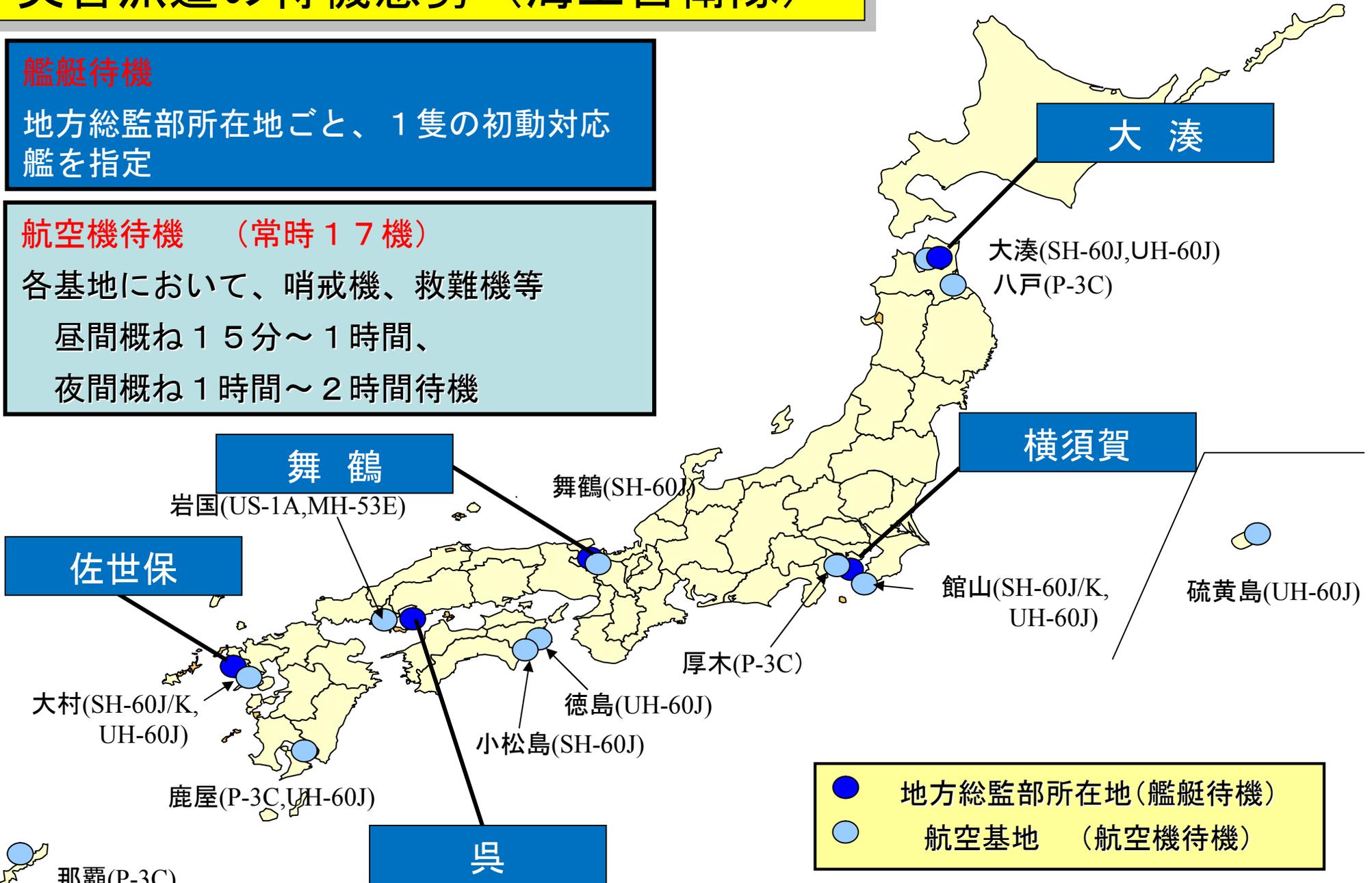
災害派遣の待機態勢（海上自衛隊）

艦艇待機

地方総監部所在地ごと、1隻の初動対応艦を指定

航空機待機（常時17機）

各基地において、哨戒機、救難機等
昼間概ね15分～1時間、
夜間概ね1時間～2時間待機



災害派遣の待機態勢（航空自衛隊）

航空救難

救難機： 10機

航空輸送

輸送機： 3機

航空救難待機

各基地 救難機 1～2機

昼間 15分～1時間

夜間 1時間～2時間待機



緊急輸送任務待機

各基地において、輸送機 1機

昼間 1時間、夜間 2時間待機

(4) 災害派遣実績

過去5年間の災害派遣実績（H16～H20）

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
風水害・震災対処	46	16	24	9	6
急患輸送	616	609	579	467	424
捜索救助	49	55	46	40	38
消火活動	102	147	117	120	95
その他	71	65	46	43	43
合 計	884	892	812	679	606

過去の主要な災害派遣（１）

派遣規模は延べ数

災害派遣名	派遣期間	人員	車両	航空機	艦船
雲仙普賢岳噴火	H3. 6. 3 ～7. 12. 16	207,280	67,846	5,999	
北海道南西沖地震	H5. 7. 12 ～8. 12	38,337	1,629	758	200
阪神・淡路大震災	H7. 1. 17 ～4. 27	2,254,700	346,800	13,355	679
地下鉄サリン事件	H7. 3. 20 ～3. 23	3,403	64	1	
インドネシア航空機事故	H8. 6. 13 ～6. 14	840	160	2	
林ト号海難流出油災害	H9. 1. 2 ～3. 31	144,241	11,878	600	920
東海村ウラン加工施設事故	H11. 9. 30 ～10. 3	354	119	12	

過去の主要な災害派遣（２）

派遣規模は延べ数

災害派遣名	派遣期間	人員	車両	航空機	艦船
有珠山噴火	H12.3.29 ～7.24	98,528	37,809	769	
三宅島火山活動	H12.6.27 ～7.2	13,693	517	104	68
	H12.8.20 ～8.26	7,038	606	77	18
	H12.8.29 ～13.9.27	26,607	1,053	219	387
えひめ丸衝突事故	H13.8.8 ～12.16	18,085		15	129
鳥インフルエンザ ()内は防疫事業	H16.3.4 ～3.11 (3.4～3.8)	1,730 (456)	430 (122)		
平成16年新潟県中越地震	H16.10.23 ～12.21	124,739	37,767	785	

過去の主要な災害派遣（3）

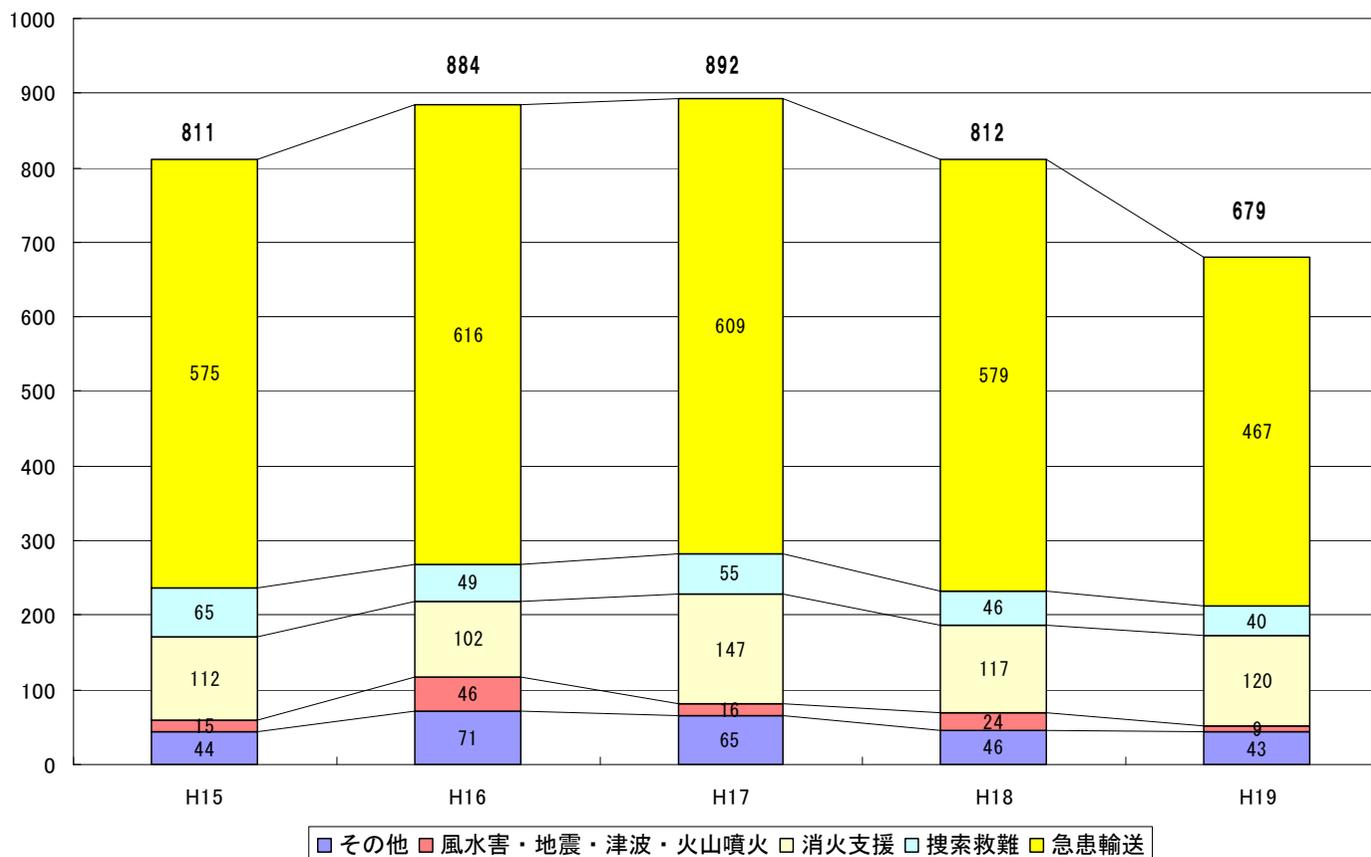
派遣規模は延べ数

災害派遣名	派遣期間	人員	車両	航空機	艦船
福岡県西方沖地震	H17. 3. 20 ～4. 25	約4,100	約450	86	18
台風14号	H17. 9. 6 ～9. 18	約6,300	約1,500	25	
鳥インフルエンザ	H17. 9. 12 ～9. 30	1,941	248		
平成18年豪雪	H18. 1. 6～20 1. 24～28	約4,200	約990	8	
能登半島地震	H19. 3. 25 ～4. 8	約2,730	約1,050	60	
平成19年新潟県中越沖地震	H19. 7. 16 ～8. 29	約92,400	約35,100	1,184	95
岩手・宮城内陸地震	H20. 6. 14 ～8. 2	約26,300	約8,000	606	
岩手県沿岸北部地震	H20. 7. 24 ～7. 25	約690	約190	40	

◇過去5年間の急患輸送実績

平成20年度 急患輸送実績について

(件数)



年度別	H15	H16	H17	H18	H19	H20			
						1/四	2/四	3/四	4/四
件数	575	616	609	579	467	108	98	122	96

(5) 平素からの取組み

地方公共団体との連携強化

- **市町村長による**都道府県知事に対する**自衛隊の災害派遣の要請の要求**（災害対策基本法の一部改正 7年12月）
- 都道府県知事等が**派遣要請を行う場合に明らかにすべき事項を簡略化**（自衛隊法施行令の一部改正 7年10月）
- 各都道府県の窓口となる自衛隊の一覧表の配布による、都道府県知事の**災害派遣要請先の都道府県への周知徹底**
- 地方公共団体を実施する**防災訓練への積極的な参加**（全都道府県の防災訓練に参加）
- 災害時に県庁、市町村役場に自衛隊から連絡要員を派遣し、連絡調整を実施。
- 都道府県防災会議に、陸自方面総監等の部隊長が委員として参画。
- 退職自衛官が、県庁や市役所等防災担当に再就職。（44都道府県83市区町村）

(6) 新型インフルエンザ対策

防衛省における新型インフルエンザ対策の考え方

防衛省・自衛隊は、平素から関係機関と密接に連携及び協力し、国内外において新型インフルエンザが発生した場合においても、**主たる任務の継続的遂行に万全を期すとともに**、自衛隊員の安全を確保した上で、関係機関からの要請に応じ、新型インフルエンザ対策に関する活動を実施する。

防衛省に期待される活動

政府の新型インフルエンザ対策行動計画およびガイドライン等において、防衛省に対しても、主に以下の5つの活動について求められており、省内の生物兵器対処委員会で検討を実施してきた。

- ①家きんに対する防疫対策
- ②在外邦人の輸送
- ③医官等による検疫支援
- ④救援物資等の輸送
- ⑤防衛医科大学校病院及び自衛隊病院における診断・治療

検疫支援実績

	4月	5月																														6月		
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
成田 空港	第1次要員 32人 医×11、看×21										第2次要員 32人 医×11、看×16、 准看×5										医×6 看×1										医×2 看×1			
											追加支援要員 20人 看×3、臨検×6、准看×11										追加支援要員 8人 看×3、臨検×1、准 看×4													
	追加支援要員 准看×20																																	
中部国 際空港											追加支援要員 准看×5																							
関西国 際空港											追加支援要員 准看×5																							
<p>○支援期間 平成21年4月30日～6月1日</p> <p>○支援人員 122人 (防医大8人、陸自109人、海自2人、空自3人)</p>																																		

3. 防衛省・自衛隊の国民保護措置

- (1) 自衛隊の国民保護措置についての基本的考え方
- (2) 国民保護等派遣について
- (3) 自衛隊の国民保護措置の具体的内容

(1) 自衛隊の国民保護措置についての基本的考え方

武力攻撃事態等の場合

- 自衛隊は、**武力攻撃事態等**においては、**我が国に対する武力攻撃の排除を全力で実施し、被害を極小化することが主たる任務**
- **国民保護措置**については、**この主たる任務に支障の生じない範囲で、事態に応じ、**
 - ① 攻撃前の住民の先行避難の支援
 - ② 攻撃後の住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処**を可能な限り実施**

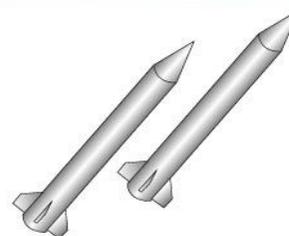
着上陸侵攻の場合



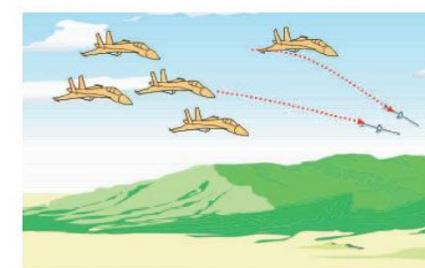
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合



弾道ミサイル攻撃の場合



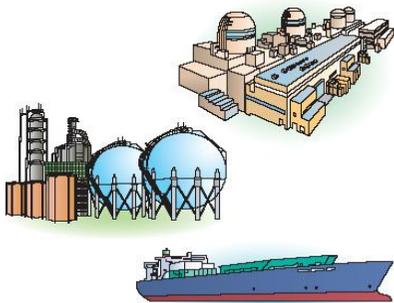
航空攻撃の場合



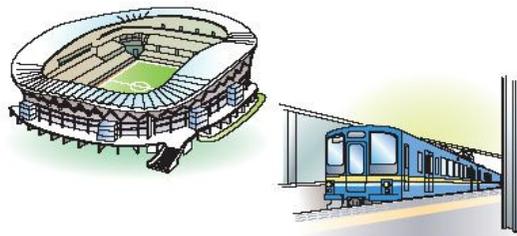
緊急対処事態の場合

- **緊急対処事態**においては、**攻撃への対処**（予防や鎮圧措置等）は基本的には**警察機関が実施**
（自衛隊は必要に応じて警察機関を支援。ただし、警察機関の能力を超える場合は、治安出動などにより警察機関と連携しつつ、自ら対処）
- 事態に応じた所要の**緊急対処保護措置**を**可能な限り実施**
（いずれの場合も、当該緊急対処事態が、じ後武力攻撃事態へとつながる可能性を考慮）

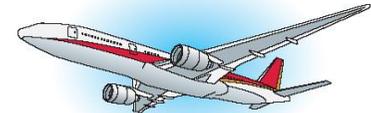
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態



多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(2) 国民保護等派遣について

国民保護等派遣の実施概要

国民保護等派遣（自衛隊法第77条の4）

国民保護法の制定に伴い、武力攻撃予測事態などにおいて、自衛隊が国民保護措置を実施できるよう自衛隊法を改正し、新たな自衛隊の行動として、「国民保護等派遣」を自衛隊法第77条の4に新設※

○派遣の要請

防衛大臣は、都道府県知事からの要請を受けた場合において、事態やむを得ないと認めるとき、又は対策本部長から求めがあったときは、内閣総理大臣の承認を得て、国民保護措置を実施するため、部隊などを派遣

○警察官などに準じた権限

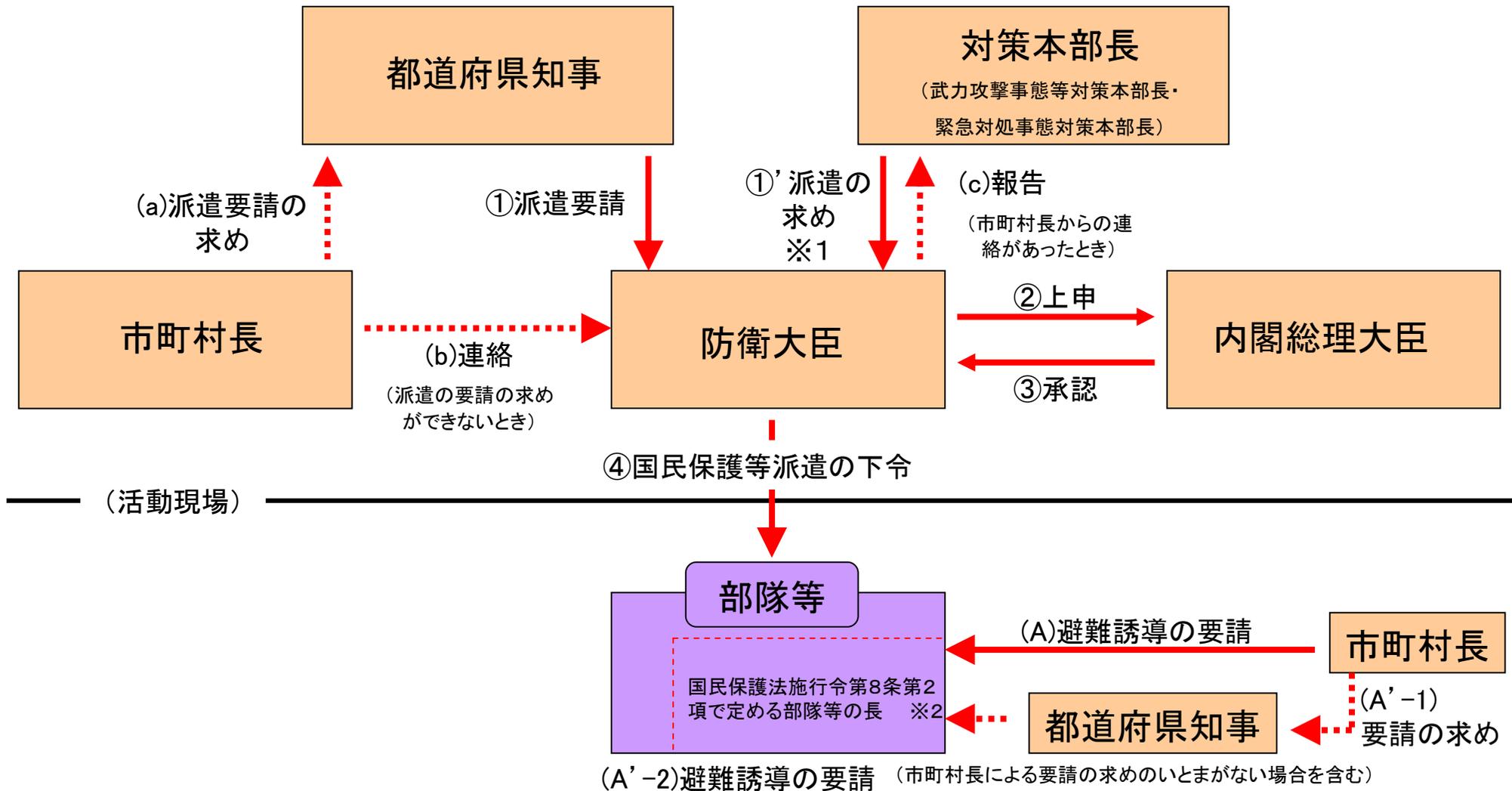
国民保護等派遣を命ぜられた自衛官は、警察官などがその場にはいない場合に限り、警察官職務執行法の避難等の措置、犯罪の予防および制止、立入、武器の使用の権限を行使

○市町村長などに準じた権限

国民保護等派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長などがその場にはいない場合に限り、退避の指示、応急公用負担、警戒区域の設定、住民などに対する協力要請などの権限を行使

※ 武力攻撃事態において防衛出動が命ぜられている場合や緊急対処事態に対する対処措置として治安出動が命ぜられている場合には、国民保護等派遣を命ずることなく、防衛出動や治安出動などの一環として、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施

国民保護等派遣の要請の仕組み
(武力攻撃事態等及び緊急対処事態とも同様)



※1 都道府県知事からの要請が行われない場合

※2 方面総監、師団長、自衛艦隊司令官、地方総監、航空総隊司令官、航空支援集団司令官等

(3) 自衛隊の国民保護措置の具体的内容

①住民の避難

必要な情報を収集・提供するとともに、関係機関と連携して、避難住民の誘導や運送を実施する。このほか、地方公共団体の長から、住民の避難のために自衛隊の駐屯地・基地内の通行などを要請された場合には、速やかに所要の調整・手続きなどを実施

(平成17年度福井県実動共同訓練)



(平成17年度千葉県実動訓練)



②避難住民等の救援

人命救助関係（捜索・救出、応急医療の提供など）を中心に、対策本部長などからの求めにより、医療活動の支援（傷病者の搬送など）や、必要に応じて生活支援関係の措置（炊き出し、給水、救援物資の輸送など）や安否情報の収集を実施する。このほか、救難のための、防衛省の施設の使用許可などを実施



被災者の除染(平成18年度鳥取実動共同訓練)



ヘリコプターによる被災者の広域搬送
(平成18年度鳥取実動共同訓練)

③武力攻撃災害への対処

- ・被害状況の確認（モニタリング支援など）、人命救助（捜索・救助、応急医療の提供など）、被害の拡大防止（周辺住民の退避支援、消火など）、NBC攻撃等による危険物質の除去などを実施
- ・このほか、生活関連等施設の安全確保の支援（指導・助言、職員の派遣）などを実施



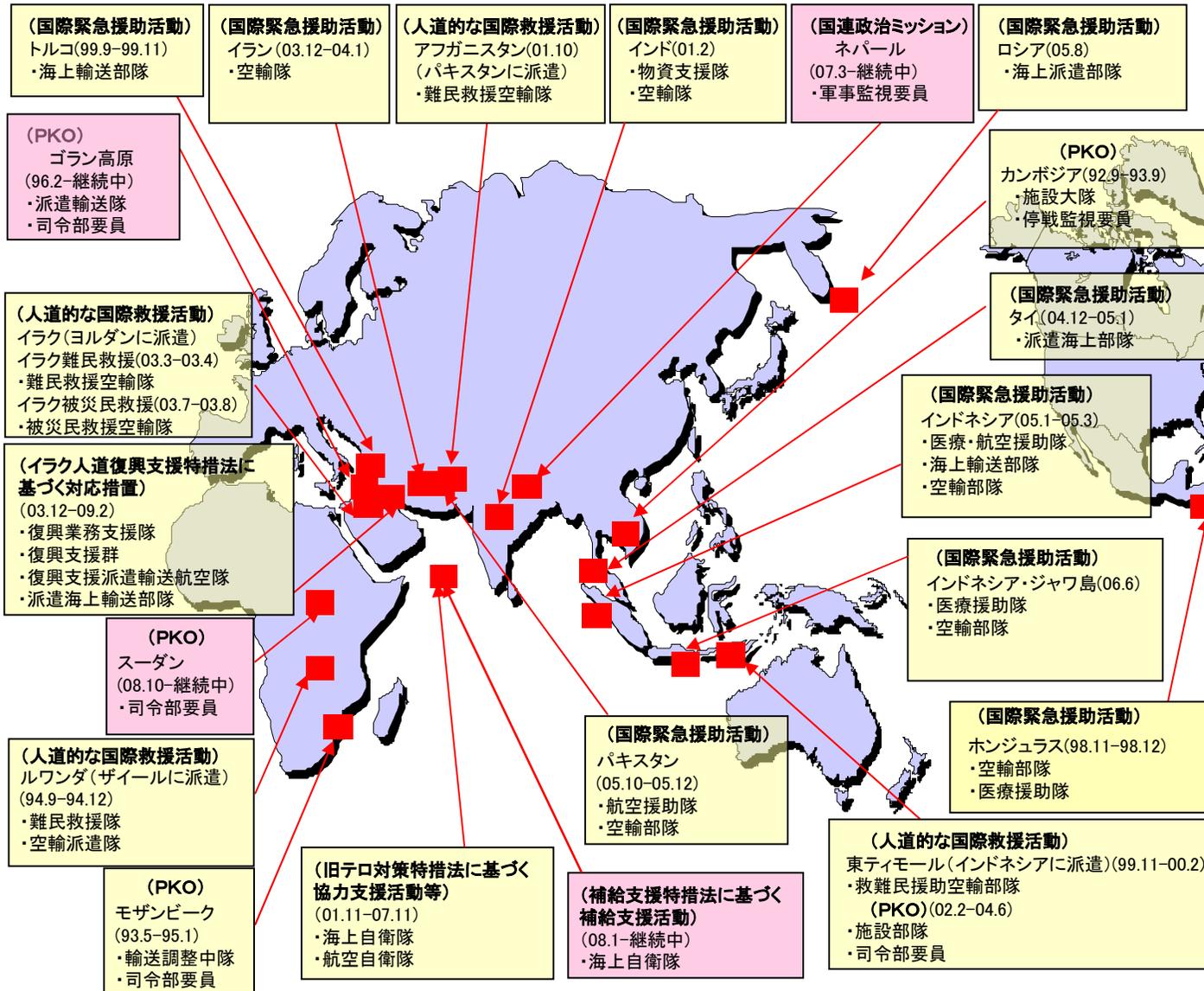
④応急の復旧等

防衛省の所管する施設および設備の応急の復旧を行うとともに、都道府県などからの要請により、危険ながれきの除去や道路や滑走路の応急補修などの支援を実施

4. その他

自衛隊による国際平和協力活動

- アジア、中東、アフリカ、中米など、約20の国際活動を実施
- のべ約3万人に及ぶ自衛隊員を派遣



92	カンボジア国際平和協力業務(92.9-93.9)
93	モザンビーク国際平和協力業務(93.5-95.1))
94	ルワンダ難民救援国際平和協力業務(94.9-94.12)
95	
96	ゴラン高原国際平和協力業務(96.2-)
98	ホンジュラス国際緊急援助活動(98.11-98.12)
99	トルコ国際緊急援助活動(99.9-99.11) 東ティモール避難民救援国際平和協力業務(99.11-00.2)
00	
01	インド国際緊急援助活動(01.2) アフガニスタン難民救援国際平和協力業務(01.10)旧テロ対策特措法に基づく協力支援活動等(01.12-07.11)
02	東ティモール国際平和協力業務(02.2-04.6)
03	イラク難民救援国際平和協力業務(03.3-03.4) イラク被災民救援国際平和協力業務(03.7-03.8) イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置(03.12-09.2) イラン国際緊急援助活動(03.12-04.1)
04	タイ国際緊急援助活動(04.12-05.1)
05	インドネシア国際緊急援助活動(05.1-05.3) ロシア連邦カムチャッカ半島沖国際緊急援助(05.8) パキスタン国際緊急援助(05.10-05.12)
06	インドネシア国際緊急援助活動(06.6)
07	ネパール国際平和協力業務(07.3-)
08	補給支援特措法に基づく補給支援活動(08.1-) スーダン国際平和協力業務(08.10-)
09	

(継続中)

自衛隊が取り組んでいる国際平和協力活動

現在4つの地域で、約400人の自衛官が活動中

ゴラン高原国際平和協力業務 (UNDOF)



根拠法 国際平和協力法

期間 平成8年2月～

規模 陸自等 46人
※うち3人は司令部要員

活動内容

- ・食品等の輸送
- ・倉庫での物資の保管、道路等の補修、重機材等の整備



国連スーダンミッション (UNMIS)



根拠法 国際平和協力法

期間 平成20年10月～

規模 陸自 2人

活動内容

- ・軍事部門の兵站全般の需要に関するUNMIS部内の調整
- ・UNMISにおけるデータベースの管理

なお、アフリカ支援の一環として、昨年11月、エジプトPKOセンターに対し、講師として2名の陸上自衛官を派遣。

インド洋での補給支援活動 (補給支援特措法)



根拠法 補給支援特措法

期間 平成20年1月～

規模 海自 約330人

活動内容

- ・テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の艦船への補給



ネパール国際平和協力業務 (UNMIN)



根拠法 国際平和協力法

期間 平成19年3月～

規模 陸自 6人

活動内容

- ・マオイスト及びネパール国軍の武器・兵士の管理の監視等

